

／全国一斉！／

法務局 休日相談所

日常生活の様々な
心配ごと、困りごと・・・

土地・建物の相続の登記や抵当権の抹消の登記に関するご相談

会社・法人の設立の登記や役員の変更の登記に関するご相談

隣地との筆界に関するご相談

いじめなどの人権問題に関するご相談

地代・家賃の供託に関するご相談

「相続登記」を放置していませんか？

相続が2回以上重なると
登記手続きがますます難しくなります。



日時

平成28年

10月2日(日)

午前10時から午後4時 事前予約制

ご相談は
無料です！

場所

横浜第2合同庁舎1階共用第1会議室

人権擁護委員・司法書士

・土地家屋調査士・法務局職員

がご相談を
お受けします！
＜秘密厳守＞



人権イメージキャラクタ
ター
人KENまもる君



人KENあゆみちゃん

【予約はこちらまで】

横浜地方法務局総務課

045-641-7461

(平日のみ 午前8時30分～午後5時15分)

音声案内が流れましたら5を押してください。



案内図

交通手段

みなとみらい線「馬車道」駅下車，2番出口徒歩1分
 JR京浜東北線・横浜市営地下鉄線「桜木町」駅下車，徒歩7分

※ 駐車場は使用できません。公共交通機関を御利用ください。